

I. はじめに

1. 本調査研究事業の背景・目的等

1.1 背景

男女共同参画基本法（平成 11 年法律第 78 号）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第 2 条）と定義している。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、1999（平成 11）年の同法制定に始まり、2003（平成 15）年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、施策の推進を進めてきたところである。

また、第 4 次男女共同参画基本計画（2015（平成 27）年 12 月 25 日閣議決定）において、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない」、「特に政治分野における女性の参画拡大は重要である」とされており、政府はこれまでも、同計画等に基づき種々の取組を行ってきた。

そのような中、超党派議員連盟「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」が 2015（平成 27）年 2 月に発足し、政治分野における男女共同参画の推進について議論が行われ、議員立法により、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）が 2018（平成 30）年 5 月 16 日に衆議院において全会一致で成立し、同月 23 日に公布・施行された。同法では、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、「男女の候補者の数ができる限り均等となること」（同法第 2 条）を目指すことなどを基本原則として掲げ、政党その他の政治団体に対して、「所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める」こととされるとともに、国及び地方公共団体が行う施策として、実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境整備並びに人材の育成等が掲げられている。

2.2 目的

このような背景を踏まえると、政党による自主的な取組を支援するため海外における政治分野の男女共同参画の推進に関する取組等について調査し、その情報の提供等を行うことが有用であると考えられる。本事業では、日本国内における文献調査を行うだけでは十分に得ることができない情報として、法律や規制以外の議会や政党が独自に取り組む事項等も含めて、海外現地調査を実施し、収集する。

諸外国における政治分野における男女共同参画の状況や政党・議会の取組、環境整備の状況

等について、日本における具体的な取組に資する詳細な情報を、文献調査のみならず各国の政党や国の男女共同参画担当機関へのヒアリング等の調査を通じて収集、整理する。

さらに、当該調査結果を踏まえ、具体的措置の日本への導入について、幅広い検討を行ったうえで、現在政府が取り組んでいる男女共同参画推進にかかる諸課題を踏まえ、直接的な取組に限らず、取組を促進するために必要な分野を視野に入れ、実効性のある取組提案につながる成果を提言することを目的とする。諸外国における女性の活躍推進に向けた取組の経緯及びその政策的効果や現状等について、詳細を把握・分析し、我が国の取組への示唆を得ることで、政治分野における男女共同参画を推進する。

2. 調査研究会の設置

本調査研究を効果的に遂行するため、政治分野への女性の参画に関する有識者4名を委員とする調査研究会を設置した。調査研究会においては、調査方針、調査項目、分析方法及び調査結果報告書の内容等に関して検討を行った。

調査研究会委員名簿（敬称略、五十音順）

[委員]	
庄司 香	学習院大学法学部政治学科教授
武田 宏子	名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授
堤 英敬	香川大学法学部教授
三浦 まり（座長）	上智大学法学部教授
[調査協力者]	
村上 彩佳	日本学術振興会特別研究員PD（上智大学大学院法学研究科）

3. 海外調査の方法

3.1 目的

日本政府が取り組んでいる男女共同参画推進にかかる諸課題を踏まえ、直接的な取組に限らず、取組を促進するために必要な分野を視野に入れ、実効性のある取組提案を考察する上で、既存の文献調査のみでは把握できない、現地で政治分野への女性の参画に関する取組に実際に携わっているイギリス及びフランスの政党、議会及び国の男女共同参画担当機関等並びにスウェーデン及びスイスに所在する国際機関・研究機関から直接意見を聴取することにより、今後の日本における具体的な取組に資する詳細な情報及び助言等を得る。

3.2 方法

調査研究会委員及び調査協力者、内閣府並びに有限責任監査法人トーマツが、対面（1時間程度）でヒアリング調査を実施した。

3.3 対象

海外のジェンダー平等に関する先進事例として、以下の調査対象に対して、ヒアリング調査を実施した。調査対象機関は以下のとおりである（詳細については、巻末の参考資料「1. 海外ヒアリング結果概要」を参照）。

①議員・政党系

国：イギリス

先方：労働党（Labour Party）

国：イギリス

先方：ハックニー南選挙区労働党（Hackney South & Shoreditch CLP）

国：イギリス

先方：保守党選挙対策本部（Conservative Campaign Headquarters）

国：イギリス

先方：貴族院議員 アン・ジェンキン氏（Ann Jenkins MP¹, House of Lords）

国：イギリス

先方：ウィメン 2（ツー） ウィン（Women2Win）

国：イギリス

先方：庶民院議員 ヘレン・グッドマン氏（Helen Goodman MP, House of Commons）

国：イギリス

先方：庶民院議員 ヴィッキー・フォード氏（Vicky Ford MP, House of Commons）

国：イギリス

先方：チーフ・ウィップ・オフィス（Chief Whip Office）

庶民院議員 ガイ・オPPERマン氏（Guy Opperman MP, House of Commons）

¹議員（MP）の分類方法に関して、原則「議員・政党系」に位置付けているが、議会の要職を兼任している議員（MP）の場合は、「議員・議会事務局系」として分類している。

国 : フランス

先方 : 共和国前進所属下院議員、女性の権利及び男女の機会の平等に関する下院調査団代表
マリー＝ピエール・リクサン氏 (Mme Marie-Pierre Rixain, députée, présidente de la
Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes de
l'Assemblée nationale)

②議会事務局系

国 : イギリス

先方 : 庶民院女性と平等特別委員会 (Women and Equality Select Committee)

③行政府系 (国及び地方等)

国 : イギリス

先方 : 政府平等省 (Government Equalities Office)

国 : フランス

先方 : 全国地方公務員センター (Centre national de la fonction publique territoriale)

国 : フランス

先方 : ヨーロッパ及び外務省 (Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères)

国 : フランス

先方 : 首相付女男平等局 (Secrétariat d'Etat chargé de l'Égalité entre les femmes et les hommes)

国 : フランス

先方 : モンモランシー市長 ヴァルドワーズ県議会副議長 (児童、家族、男女平等担当)、女
男平等高等評議会パリティ部門メンバー ミシエール・ベルティ氏 (Mme Michèle Berthy,
Maire de Montmorency et vice-présidente du Conseil départemental du Val d'Oise, déléguée à
l'Enfance, la Famille et à l'Égalité femmes-hommes)

④政府の諮問機関係

国 : フランス

先方 : 女男平等高等評議会 (Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes)

⑤国際機関係

国 : スウェーデン

先方 : 民主主義・選挙支援国際研究所 (International Institute for Democracy and Electoral
Assistance)

国 : スイス

先方 : 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union)

国 : フランス

先方 : 経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development Headquarters, OECD)

⑥研究機関係

国 : イギリス

先方 : ロンドン大学バークベック校教授 サラ・チャイルズ氏 (Professor Ms. Sarah Childs, Birkbeck, University of London)

国 : スウェーデン

先方 : ストックホルム大学教授 レニータ・フライデンヴァール氏 (Professor Ms. Lenita Freidenvall, Stockholm University)

国 : フランス

先方 : フランス国立科学研究センター (CNRS) 研究ディレクター、パリ政治学院附属現代フランス政治研究所教授、女男平等高等評議会パリテ部門代表 レジャーヌ・セナック氏 (Mme Réjane Sénac, directrice de recherche au CEVIPOV (CNRS) au Centre de recherches politiques de Sciences Po Paris)

4. 実施主体

本事業は、内閣府の委託事業として、有限責任監査法人トーマツが受託して実施した。

5. 報告書の構成

本報告書は、4章構成である。

第Ⅱ章では、日本の国及び地方の議会の特徴と女性議員比率（国会議員、都道府県議会議員及び市区町村議会議員）の現状について記載した。

第Ⅲ章では、「1. イギリスの事例」、「2. フランスの事例」、「3. イギリスとフランスの経験から引き出せること」、「4. 国際動向」の項目に分類したうえで、海外調査の成果を踏まえて、1. 2. 4. の各項目において、議会制度及び選挙制度の概要、政治分野への女性の参画状況、政党の取組事例、議会の取組事例、政府の取組事例、その他機関の取組事例並びに日本への示唆に関して取りまとめた。

第Ⅳ章では、第Ⅱ章に記載した日本の現状及び第Ⅲ章に記載した海外の事例等を踏まえて、

我が国において政治分野における男女共同参画を推進するための示唆をまとめた。

なお、第Ⅲ章の「1. イギリスの事例」は武田教授、「2. フランスの事例」は村上研究員、「3. イギリスとフランスの経験から引き出せること」及び第Ⅳ章は三浦教授が執筆したものであるが、委員等執筆部分は委員等個人としての見解を述べたものであり、内閣府の見解を示すものではない。